

市民投票について

◆市民投票とは

市政運営上の重要事項について、必要に応じて、直接、住民の意思を確認する制度で、地方自治の基本である間接民主主義を補完するもので、市政への参画を促進していくもの。

◆市民投票として制度化されているもの

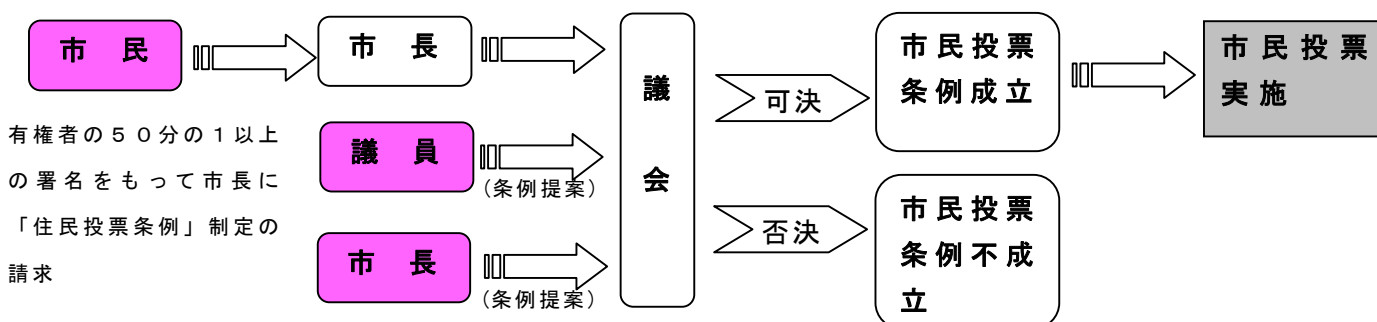
(1) 法律に基づくもの

- ①一の普通地方公共団体のみに適用される特別法の制定に係る住民投票（憲法第95条）
一の普通地方公共団体のみに適用される特別法は、住民投票で過半数の同意を得なければ制定することができない。
- ②議会の解散請求（地方自治法第76条）
有権者の3分の1以上の署名を得て、議会の解散を求める請求があった場合は、住民投票に付し、結果、過半数の同意があれば議会は解散する。議員の解職請求（同80条）、長の解職請求（同81条）に係る住民投票
- ③議員・長の解職請求（地方自治法第80条、81条、83条）
有権者の3分の1以上の署名を得て、議員・長の解職を求める請求があった場合は、住民投票に付し、結果、過半数の同意があれば議員・長は失職する。
- ④合併協議会の設置（合併特例法第4条）
有権者の50分の1以上の署名による合併協議会設置請求を議会が否決した場合に、長または有権者の6分の1以上の署名により請求できる住民投票

(2) 地方公共団体が定める条例によるもの

- ①住民による直接請求（地方自治法第74条）
議会の議員及び選挙権を有する者は、有権者50分の1以上の連署をもって、長に対し条例の制定又は改廃を請求することができる。
- ②議員提案（地方自治法第112条）
議員は、議会の議決すべき事件について、議案を提出することができる。ただし、議案提出には、議員定数の12分の1以上の者の賛成が必要。
- ③市長提案（地方自治法第149条）
議会の議決を経べき事件につきその議案を提出することができる。

< (2) による市民投票条例ができるまで >



◆生駒市自治基本条例と市民投票制度

市民投票制度については、市民参画、市民自治を推進していくための制度として生駒市自治基本条例に位置づけられており、詳細については別に条例を定めることとしている。

生駒市自治基本条例における市民投票制度に関する規定（抜粋）

（市民投票）

第44条 市長は、市政にかかわる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、市民投票の制度を設けることができる。

【解説】

市の重要な政策判断が必要な事項については、市民に対する意思確認の手段として、市民投票ができることを定めています。

第45条 市民は、市長に対して市民投票を請求することができる。

2 議会及び市長は、市民投票を発議することができる。

3 市民投票の請求、発議、投票資格その他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に定める。この場合において、議会及び市長は、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人及び未成年者の参加に十分配慮しなければならない。

4 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

【解説】

〈第1項〉

市民の請求により市民投票ができることを定めた規定です。

〈第2項〉

市議会や市長が直接市民の意思を確認しながらそれぞれの意思決定を行っていくことは、間接民主制を補完する意味でも重要であるため、市議会と市長も市民投票を発議できることを定めています。

〈第3項〉

市民投票の実施請求に関する具体的な手続やその他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定めることを規定しています。その条例においては、定住外国人や未成年者の参加に配慮することとする規定です。

〈第4項〉

市民投票は法的な拘束力を持たないため、その結果で市長や議会の選択や決断を拘束するものではありませんが、投票の成立要件を含め、あらかじめ投票結果の取扱いを定めしておくとする規定です。

◆市民投票制度の論点について

I 「常設型」か「個別型」か

市民投票には「常設型」と「個別型（非常設型）」の2種類がある。

【常設型】・・・対象事項、投票資格、投票方法、成立要件など、住民投票実施に必要な要件を条例で定めておき、要件を満たせばいつでも実施できる。

【個別型】・・・住民の意思を確認する必要がある案件ごとに、議会の議決を得て条例を制定し、住民投票を実施する。

<それぞれの特徴>

常設型	個別型
<ul style="list-style-type: none">・あらかじめ制度が定められているため、必要なときに短期間で対応できるが、常に同一の条件で行われる。・必要な要件を満たしていれば、投票が実施されるため、確実性が担保される。・頻繁に住民投票を実施した場合、大幅な経費負担が発生する。	<ul style="list-style-type: none">・その都度、案件ごとに条例を作り、実施するため、発議又は請求から実施まで時間がかかるが、案件に応じて要件を定められる。・直接請求が成立しても、条例を議会で否決された場合は、住民投票は実施できない。・条例案又は必要要件を記載した書類の作成など、市民にとって請求のためのハードルは高い。

※平成20年3月策定の「生駒市市民自治基本構想」では、個別型を想定したものとなっていたが、平成20年9月に市民団体より「生駒市自治基本条例案に常設型市民投票条例の制定を規定することの要望書」が生駒市市民自治検討委員会あて提出された。それを受けて、同委員会では、自治基本条例案の市民投票にかかる条文について、①市民の請求権、②議会及び市長の発議権、③投票資格者を定めるに当たり、定住外国人及び未成年者の参加についての配慮規定、④市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにすることについて規定したが、常設型、個別型のどちらにするか、市民投票の請求、発議、投票資格その他市民投票の実施に関しては、自治基本条例制定後、改めて検討することとなった。

II 市民投票の請求、発議、投票資格その他市民投票の実施について

(1) 投票の対象事項

【個別型】

個別の課題ごとに条例を制定する

【常設型】

「市政（町政）運営上の重要な事項」としているものが多く、他に「将来にわたって重大な影響を及ぼすと考えられる事項」や「将来直面する重要課題」としているところもあり、除外規定を設けているものが多い。除外規定は①市（町）権限に属さない事項 ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項③専ら特定の市民又は地域にのみ関係する事項④市の組織、人事及び財務に関する事項⑤上記のほか住民投票に付することが適当でないとしているものが多い。

また、逆にできる事項を列記し、法令に定められているもの、特定の市（町）民又は地域のみを対象とするものを除くとしているところもある。（我孫子市、増毛町）

(2) 請求・発議権及び投票権（年齢要件）

【個別型】

自治基本条例において、その事案ごとに必要な事項を規定した条例を別に定めるとしており、請求・発議の根拠は地方自治法第74条の規定（選挙権を有する者の1/50以上の者の連署による条例制定及び投票実施の請求）に準じるが、未成年及び外国人については、自治基本条例等で地方自治法の規定の範囲を拡大しているものがある。

例) 三鷹市 自治基本条例（35条 18歳以上）

住民投票の実施に関する規則（2条 外国人）

稚内市 自治基本条例（11条 外国人、住民投票条例も策定済み）

静岡市 自治基本条例（25条 外国人、市民参画の推進に関する条例で詳細を規定）

【常設型】

当該住民投票条例で規定している。必要署名数については要件を満たせば実施できるため、制度の濫用を防ぐ意味から、地方自治法より高い設定となっている。

未成年については18歳以上、外国人についても認めている自治体がほとんどとなっている。

必要署名件数	1/3以上	高浜市、上里町、美里町、大竹市、鳩山町、大和市、近江八幡市
	1/4以上	岸和田市、名張市、上越市、多治見市 ※名張、上越は1/50の連署の規定もあり。
	1/5以上	富士見市、逗子市
	1/6以上	桐生市、坂戸市、山陽小野田市、一色町、北栄町、豊中市、北広島市、奥州市
	1/8以上	増毛町、我孫子市
	1/10以上	広島市、川崎市
未成年の扱い	18歳以上	ほとんどの自治体
	16歳以上	大和市（自治基本条例においても規定） ※参考：小諸市（自治基本条例にて規定）
	法律上の有権者（20歳以上）	富士見市、桐生市、逗子市、坂戸市など
外国人の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの自治体が対象としている。（例外：富士見市、桐生市、坂戸市、多治見市など） ・資格が付与される外国人の範囲は、多くの自治体が「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者」、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者」としている。 ・岸和田市、大和市、川崎市、奥州市、北広島市は、日本に3年以上定住している外国人にまで投票資格が広げられている。 	

※ 印は生駒市の有権者数（平成22年1月24日現在：94,529人）と近い自治体

<参考>：■住民投票条例のみ制定している自治体

高浜市、広島市、大竹市、我孫子市、桐生市など

■自治基本条例でも規定しているが、常設型住民投票条例で規定している自治体
岸和田市、豊中市、大和市、川崎市、上越市、奥州市など

また、常設型住民投票条例にて首長発議を規定しているのは26自治体のうち20自治体で、そのうち、議会の同意が必要とされているのが3自治体（我孫子市、増毛町、多治見市）となっている。

議員発議を規定しているのは26自治体のうち、20自治体となっており、提案するにあたり賛成の要件は12分の1、4分の1、3分の1と様々である。また、議決にあたっては、発議権を認めているすべての自治体が過半数の議決が必要とされている。

	首長の発議		議員の発議		
	自ら発議	条件	提案	議員定数	議決
高浜市	○		1 / 12以上	18人	過半数
富士見市	○		1 / 3以上	21人	過半数
上里町	○		1 / 12以上	14人	過半数
美里町	○		1 / 3以上	20人	過半数
桐生市	×		×		
広島市	×		×		
宝達志水町	○		1 / 3以上	14人	過半数
坂戸市	×		×		
我孫子市	○	議会の議決要	1 / 4以上	24人	過半数
大竹市	×		×		
鳩山町	○		1 / 3以上	13人	過半数
増毛町	○	議会の議決要	1 / 4以上	12人	過半数
岸和田市	×		×		
名張市	○		1 / 12以上	20人	
逗子市	○	市民参加制度審議会に諮問し、2 / 3以上の承認要	1 / 12以上	22人	過半数
山陽小野田市	○		1 / 12以上	24人	過半数
大和市	○		1 / 12以上	29人	過半数
近江八幡市	○		1 / 12以上	20人	過半数
一色町	○		1 / 12以上	15人	過半数
北栄町	○		1 / 12以上	15人	過半数
豊中市	×		×		
川崎市	○		1 / 12以上	63人	過半数
北広島市	○		1 / 12以上	24人	過半数
奥州市	○		1 / 12以上	41人	過半数
上越市	○		1 / 12以上	32人	過半数
多治見市	○	議会の議決要	1 / 12以上	24人	過半数

※ 印は生駒市と同数

(3) 投票の形式

二者択一で賛否を問う形式がほとんどであるが、豊中市は市長が認めるときは事案により3以上の選択肢から1つを選択することができる規定がある。

(4) 投票の成立要件

投票者数が投票資格者の2分の1に満たないときは成立しないとしている自治体がほとんどであり、富士見市が3分の1となっている。

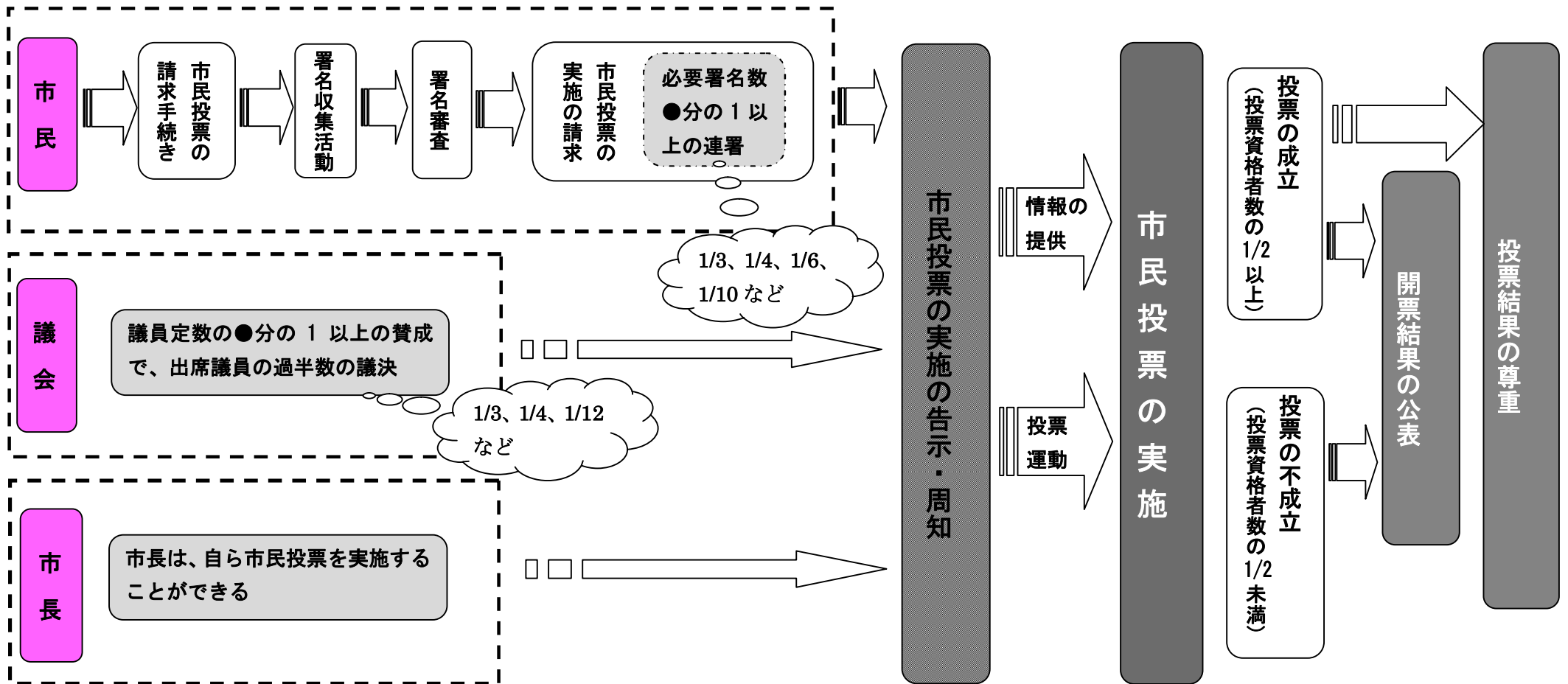
また、上記条件に満たない場合は開票作業をしないとしている自治体がほとんどであるが、美里町、北広島市、上越市は開票を行うとなっている。

(5) 投票結果の取り扱い

投票結果の法的拘束力の有無によって「拘束型」と「諮問型」に分類されるが、条例に基づく住民投票の結果に拘束力を持たせることは、地方自治法に規定された議会や市長の権限を制限することになるなどの理由から、常設型住民投票条例を設置している自治体はすべて「諮問型」であり、投票結果に対する尊重義務が設けられている（自治基本条例を制定している自治体は、同条例に規定している場合もあり）。

また、尊重義務は市(町)民、市(町)議会、市(町)長の三者にしている自治体が多いが、市(町)議会、市(町)長の二者にしている自治体もある。

<参考>常設型市民投票条例の一般的な流れ



常設型住民投票条例比較

	有権者数	対象事項	投票資格者	住民投票の発議	投票の形式	成立要件	尊重義務
高浜市住民投票条例（愛知県） 〈H14.9.1 施行〉	32,987 人	「市政運営上の重要事項」 市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。 ①市の権限に属さない事項 ②議会の解散その他法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③もっぱら特定の市民又は地域にのみ関係する事項 ④市の組織、人事及び財務に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないとして明らかに認められる事項	・年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者で、引き続き 3 月以上高浜市に住所を有するもの ・年齢満 18 年以上の永住外国人で、引き続き 3 月以上高浜市に住所を有するもの	・投票資格者名簿に登録されている者は、その総数の 3 分の 1 以上の者の連署 ・市議会は、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決されたとき ・市長は、自ら住民投票を発議	二者択一で賛否を問う	投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しない。この場合開票作業もせず。	市民、市議会、市長
富士見市市民投票条例（埼玉県） 〈H14.12.20 施行〉	85,809 人	「市政運営上の重要事項」 市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。 ①市の権限に属さない事項 ②議会の解散その他法令の規定に基づき市民投票を行うことができる事項 ③専ら特定の市民又は地域にのみ関係する事項 ④市の組織、人事及び財務に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、市民投票に付することが適当でないとして明らかに認められる事項	市議会の議員及び市長の選挙権を有する者	・選挙人名簿に登録されている者は、その総数の 5 分の 1 以上の者の連署 ・市議会は、議員の定数の 3 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決されたとき ・市長は、自ら市民投票を発議	二者択一で賛否を問う	投票資格者数の 3 分の 1 に満たないときは、成立しない。この場合開票作業もせず。	市議会、市長
上里町住民投票条例（埼玉県） 〈H15.4.1 施行〉	24,481 人	「市政運営上の重要事項」 町民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、町及び町民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。 ①町の権限に属さない事項 ②議会の解散その他法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③もっぱら特定の町民又は地域にのみ関係する事項 ④町の組織、人事及び財務に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、明らかに住民投票に付することが適当でないとして認められる事項	議会の議員及び長の選挙権を有するもの	・選挙人名簿に登録されている者は、その総数の 3 分の 1 以上の者の連署 ・町議会は、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数により議決されたとき ・町長は、自ら住民投票を発議	二者択一で賛否を問う	住民投票の投票資格者の 2 分の 1 に満たないときは、成立しない。この場合開票作業もせず。	町民、町議会、町長
美里町住民投票条例（埼玉県） 〈H15.4.1 施行〉	9,654 人	「町政運営上の重要事項」 町民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、町及び町民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。 ①町の権限に属さない事項 ②議会の解散その他法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③もっぱら特定の町民又は地域にのみ関係する事項 ④町の組織、人事及び財務に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でない	・年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者で、引き続き 3 月以上美里町に住所を有する者とする。 ・年齢満 18 年以上の永住外国人で、引き続き 3 月以上美里町に住所を有する者とする。	・投票資格者名簿に登録されている者は、その総数の 3 分の 1 以上の者の連署 ・町議会は、議員の定数の 3 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ出席議員の過半数の賛成により議決された場合 ・町長は、自ら住民投票を発議	二者択一で賛否を問う	投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しない。ただし、開票は行う。	町議会、町長
桐生市住民投票条例（群馬県） 〈H15.7.1 施行〉	103,912 人	「市政運営上の重要事項」 市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ①市の機関の権限に属さない事項 ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③特定の市民又は地域にのみ関係する事項 ④市の組織、人事及び財務の事務に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないとして明らかに認められる事項	議会の議員及び長の選挙権を有するもの	投票資格者は、その総数の 6 分の 1 以上の者の連署	二者択一で賛否を問う	投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しない。この場合開票作業もせず。	市民、市議会、市長
広島市住民投票条例（広島県） 〈H15.9.1 施行〉	932,168 人	「市政運営上の重要事項」 現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるもの(次に掲げるものを除く。)とする。 ①市の機関の権限に属しない事項 ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③専ら特定の市民又は地域にのみ関係する事項 ④市の組織、人事又は財務の事務に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないとして明らかに認められる事項	・満 18 年以上の日本国籍を有する者で、引き続き 3 か月以上広島市の住民基本台帳に登録されているもの ・年齢満 18 年以上の永住外国人で、外国人登録を受けた日から引き続き 3 か月以上経過しているもの	投票資格者は、その総数の 10 分の 1 以上の者の連署	二者択一で賛否を問う	・投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しない。この場合、開票作業もせず。 ・住民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決するものとする	市民、市議会、市長
宝達志水町住民投票条例（石川県） 〈H16.1.1 施行〉	12,524 人	「町政運営上の重要事項」 町が行う事務及び事業のうち、町長が町民に直接その賛否を問う必要があると認める事案であって、町及び町民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げる事項を除くものとする。 ①町の権限に属さない事項 ②議会の解散その他法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③専ら特定の町民又は地域にのみ関係する事項 ④町の組織、人事及び財務に関する事項 ⑤前各号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないとして明らかに認められる事項	・年齢満 18 歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き 3 箇月以上、宝達志水町の住民基本台帳に登録されているもの ・年齢満 18 歳以上の永住外国人で、外国人登録を受けた日から引き続き 3 箇月以上経過しているもの	・投票資格者の総数の 10 分の 1 以上の者の連署 ・町議会は、議員の定数の 3 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案し、かつ、出席議員の過半数の賛成により決定した場合 ・町長は、自ら住民投票を発議	二者択一で賛否を問う	投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しない。この場合開票作業もせず。	町民、市議会、市長
坂戸市住民投票条例（埼玉県） 〈H16.4.1 施行〉	81,534 人	「市政運営上の重要事項」 市が処理する事務のうち、市民に直接賛否を問う必要があると認められる事項であって、市及び市民全体に直接利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ①法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ②専ら特定の市民又は地域にのみ関係する事項 ③市の組織、人事及び財務に関する事項 ④地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないとして市長が認める事項	議会の議員及び長の選挙権を有する者	投票資格者は、その総数の 6 分の 1 以上の者の連署	二者択一で賛否を問う	投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しないものとする。 ※開票作業の規定はなし	市民、市議会、市長

<p>我孫子市住民投票条例（千葉県） 〈H16. 4. 1 施行〉</p>	<p>111,472 人</p>	<p>・法令に基づき投票に付することができる事項を除き、次の各号のいずれかに該当する事項であって、かつ、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項について行うことができる。</p> <p>①市の存立の基礎的条件に関する事項 ②市の実施する特定の重要施策に関する事項 ③前各号に定めるもののほか、現在又は将来の市及び市民全体に重大な影響を与える政策上の具体的事項</p> <p>・市民投票は、もっぱら特定の市民又は地域のみを対象とする事項については行うことができない。</p>	<p>・年齢満 18 歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き 3 箇月以上、我孫子市の住民基本台帳に記録されているもの</p> <p>・年齢満 18 歳以上の永住外国人で、外国人登録を受けた日から引き続き 3 箇月以上経過しているもの</p>	<p>・投票資格者は、その総数の 8 分の 1 以上の者の連署</p> <p>・市議会は、議員の定数の 4 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された場合</p> <p>・市長は、自ら住民投票を発議</p>	<p>二者択一で賛否を問う</p>	<p>／</p>	<p>一の事案について投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の 3 分の 1 以上に達したときは、市長、市議会及び市民は、の投票結果を尊重しなければならない。</p>
<p>大竹市住民投票条例（山口県） 〈H16. 4. 1 施行〉</p>	<p>24,504 人</p>	<p>「市政運営上の重要事項」</p> <p>市が行う事務のうち、市民に直接その意思を問う必要があると認められる事項であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。</p> <p>①市の権限に属さない事項 ②議会の解散その他法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③もっぱら特定の市民又は地域とのみ関係する事項 ④市の組織、人事及び財務に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないとして明らかに認められる事項</p>	<p>・年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者で、引き続き 3 月以上大竹市に住所を有するもの</p> <p>・年齢満 18 年以上の永住外国人で、引き続き 3 月以上大竹市に住所を有するもの</p>	<p>投票人名簿に登録されている者は、その総数の 3 分の 1 以上の者の連署</p>	<p>二者択一で賛否を問う</p>	<p>投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しない。この場合開票作業もせず。</p>	<p>市民、市議会、市長</p>
<p>旧岩国市住民投票条例 〈H16. 10. 1、H18. 3. 12 実施〉 ※H18. 3. 20 付けで近隣自治体との合併により、失効</p>		<p>米空母艦載機の岩国基地への移駐案受け入れの賛否を問う住民投票 結果：投票率 58.68% 賛成 10.8 パーセント 反対 87.42%</p>					
<p>鳩山町住民投票条例（埼玉県） 〈H16. 12. 17 施行〉</p>	<p>13,397 人</p>	<p>「町政運営に重大な影響を与える事項」</p> <p>町が行う事務のうち、住民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、町及び住民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。</p> <p>① 国、県及び他の自治体の権限等町の権限に属さない事項 ②(2) 議会の解散・議員の解職・町長の解職等、法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③ もっぱら特定の住民又は地域とのみ関係する事項 ④ 町の組織、人事及び財務に関する事項 ⑤ 前各号に定めるもののほか、総合的・長期的な検討をする必要があるもの、非常に高度で専門的・技術的な内容を含むもの、公序良俗に反するもの、基本的人権を侵害する恐れがあるもの、多様な可能性が存在し単純に賛否を問うことが適当でないもの、投票結果の実現可能性が乏しいもの等、住民投票に付することが適当でないとして明らかに認められる事項</p>	<p>・年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者で、引き続き 3 月以上鳩山町に住所を有するもの</p> <p>・年齢満 18 年以上の永住外国人で、引き続き 3 月以上鳩山町に住所を有するもの</p>	<p>・投票資格者は、その 3 分の 1 以上の者の連署</p> <p>・町議会は、議員の定数の 3 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された場合</p> <p>・町長は、自ら住民投票を発議</p>	<p>二者択一で賛否を問う</p>	<p>投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しない。この場合開票作業もせず。</p>	<p>住民、町議会、市長</p>
<p>増毛町住民投票条例（北海道） 〈H16. 12. 22 施行〉</p>	<p>4,686 人</p>	<p>・町民投票は、法令に基づき投票に付することができる事項を除き、次の各号のいずれかに該当する事項であって、かつ、町民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項について行うことができる。</p> <p>①町の存立の基礎的条件に関する事項 ②町の実施する特定の重要施策に関する事項 ③前各号に定めるもののほか、現在又は将来の町及び町民全体に重大な影響を与える政策上の具体的事項</p> <p>・町民投票は、もっぱら特定の町民又は地域のみを対象とする事項については行うことができない。</p>	<p>・年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者で、引き続き 3 カ月以上の住民基本台帳に記載されているもの</p> <p>・年齢満 18 年以上の永住外国人で、外国人登録を受けた日から日から 3 カ月以上経過し、かつ、投票資格者名簿への登録を申請したもの</p>	<p>・投票資格者は、その 8 分の 1 以上の者の連署</p> <p>・町議会は、議員の定数の 4 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された場合</p> <p>・町長は、自ら住民投票を発議</p>	<p>二者択一で賛否を問う</p>	<p>投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しない。この場合開票作業もせず。</p>	<p>町民、町議会、町長</p>
<p>岸和田市住民投票条例（大阪府） 〈H17. 8. 1 施行〉</p>	<p>160,283 人</p>	<p>「市が直面する将来にかかわる重要課題」</p> <p>市及び住民全体に利害関係を有する事案であって、住民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。</p> <p>①市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>②法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③市の組織、人事及び財務に関する事項 ④前 3 号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないとして明らかに認められる事項</p>	<p>・年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者で、引き続き 3 月以上岸和田市に住所を有するもの</p> <p>・年齢満 18 年以上の定住外国人で、引き続き 3 月以上岸和田市に住所を有する者（自治基本条例にも規定有り）</p>	<p>投票資格者は、その総数の 4 分の 1 以上の者の連署（自治基本条例にも規定有り）</p>	<p>二者択一で賛否を問う</p>	<p>／</p>	<p>市（自治基本条例にて規定）</p>
<p>名張市住民投票条例（三重県） 〈H18. 1. 1 施行〉</p>	<p>67,434 人</p>	<p>「市政に係る重要事項」（自治基本条例）</p> <p>市及び住民全体に利害関係を有する事案であって、住民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。①市の権限に属さない事項。ただし、市の意思を明確に表示すべき事項を除く。②法令の規定により住民投票ができる事項 ③市の組織、人事及び財務に関する事項 ④もっぱら特定の住民又は地域に関する事項 ⑤前各号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でない事項</p>	<p>・年齢満 18 歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き 3 月以上名張市に住所を有するもの</p> <p>・年齢満 18 歳以上の永住外国人で、引き続き 3 月以上名張市に住所を有する者</p>	<p>・永住外国人を含む 18 歳以上の住民は、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署（市議会に付議）</p> <p>（※署名数が 4 分の 1 を超えたときは、住民投票を実施しなければならない。）</p> <p>・市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の 12 分の 1 以上の賛成（発議者を含む。）を得た場合。</p> <p>（※過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。）</p> <p>・市長は、自ら住民投票を発議</p>	<p>二者択一で賛否を問う</p>	<p>／</p>	<p>市民・市議会・市長（自治基本条例にて規定）</p>
<p>逗子市住民投票条例（神奈川県） 〈H18. 4. 1 施行〉</p>	<p>50,371 人</p>	<p>「市政の重要事項」</p> <p>市民全体に関わる案件であって直接市民にその賛否を問う必要があると認められるもの。ただし、次に掲げる事項を除く。①議会の解散、議員の解職、市長の解職その他法令の規定に基づき住民投票を</p>	<p>・年齢満 20 年以上の日本国籍を有する者で引き続き 3 月以上逗子市に住所を有するもの</p>	<p>・投票資格者は、その総数の 5 分の 1 以上の者の連署</p> <p>・議会は、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛</p>	<p>二者択一で賛否を問う</p>	<p>投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しない。この場合開票作業もせず。</p>	<p>市民・市議会・市の執行機関</p>

		行うことができる事項 ②特定の市民又は特定の地域にのみ関係する事項 ③予算の調製及び執行、市の人事その他市の執行機関の内部事務処理に関する事項 ④前3号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でない認められる事項	・年齢満20年以上の永住外国人で引き続き3月以上逗子市に住所を有するもの	成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された場合 ・市長は、自ら住民投票を発議（市民参加制度審査会に諮問し、3分の2以上の承認の議決を得た上）			
山陽小野田市住民投票条例(山口県) 〈H18.7.1 施行〉	54,156 人	「市政運営上の重要事項」 市及び市民全体に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、市民に直接その意思を問う必要があると認められるもの。ただし、次に掲げる事項を除く。①市の権限に属さない事項 ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③専ら特定の市民又は地域にのみ関係する事項 ④市の組織、人事及び財務に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でない明らかに認められる事項	・公職選挙法の規定により選挙人名簿に登録される資格を有する者 ・年齢満20歳以上の永住外国人で、外国人登録の日から引き続き3箇月以上経過し、投票資格者名簿の登録を申請したもの	・投票資格者の代表者がその総数の6分の1以上の者の連署 ・市議会において、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、出席議員の過半数の賛成により議決された場合 ・市長は、自ら発議	二者択一で賛否を問う	投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しない。 この場合開票作業もせず。	市民、市議会、市長
大和市住民投票条例(神奈川県) 〈H18.7.1 施行〉	182,440 人	「市政に係る重要事項」 市全体に重大な影響を及ぼす事案であって、住民に直接その意思を問う必要があると認められるものとする。	・年齢満16年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上本市に住所を有する者 ・年齢満16年以上の定住外国人で、引き続き3月以上本市に住所を有する者	・本市に住所を有する年齢満16歳以上の者は、その総数の3分の1以上の連署 ・市議会は、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された場合 ・市長は、自ら発議 (自治基本条例に規定有り)	二者択一で賛否を問う		市民、市議会、市長 (自治基本条例で規定)
近江八幡市民投票条例(滋賀県) 〈H19.3〉	55,274 人	「市政に係る重要事項」 市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するもの。ただし、次に掲げる事項を除く。①市の権限に属さない事項 ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③もっぱら特定の市民又は地域にのみ関係する事項 ④市の組織、人事及び財務に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、市民投票に付することが適当でない明らかに認められる事項	年齢満18歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上近江八幡市に住所を有する者 ② 年齢満18歳以上の永住外国人で、引き続き3月以上近江八幡市に住所を有する者	<実施要件> ・市長が、自ら市民投票を発議したとき。 ・市議会議員が、議員定数の12分の1以上の賛成(発議者を含む。)を得て発議した場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したとき。 ・投票資格者が、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に対して市民投票の請求をした場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したとき。 ・投票資格者が、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、市長に対して市民投票の請求をしたとき。	二者択一で賛否を問う	投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しない。 この場合開票作業もせず。	市民、市議会、市長 (自治基本条例で規定)
一色町住民投票条例(愛知県) 〈H19.7.1 施行〉	19,475 人	「町政運営上の重要事項」 町民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項であって、町及び町民全体に直接の利害関係を有するもの。ただし、次に掲げる事項を除く。①町の権限に属さない事項 ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③専ら特定の町民又は地域にのみ関係する事項 ④町の組織、人事及び財務に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でない明らかに認められる事項	・年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上本町に住所を有するもの ・年齢満18年以上の永住外国人で、引き続き3月以上本町に住所を有するもの	・投票資格者名簿に登録されている者は、その総数の6分の1以上の者の連署 ・町議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された場合 ・町長は、自ら住民投票を発議	二者択一で賛否を問う	投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しない。 この場合開票作業もせず。	町民、町議会、町長
北栄町住民投票条例(鳥取県) 〈H20.10.1 施行〉	13,287 人	「町政に係る重要事項」 町全体に重大な影響を及ぼす事案があつて、住民に直接その意思を問う必要があると認められるもの。ただし、次に掲げる事項を除く。①法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ②町の組織、人事及び財務に関する事項 ③前2号に掲げるもののほか、住民投票に伏すことが適当でない認められる事項	・年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上本町に住所を有するもの ・年齢満18年以上の永住外国人で、引き続き3月以上本町に住所を有するもの	・本町に住所を有する年齢満18歳以上の者は、その総数の6分の1以上の者の連署 ・議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したとき ・町長は、自ら住民投票を発議 (自治基本条例で規定)	二者択一で賛否を問う	投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しない。 この場合開票作業もせず。	議会、町長 (自治基本条例で規定)
豊中市市民投票条例(大阪府) 〈H21.3.26 施行〉	319,000 人	「将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」 市及び市民全体に利害関係を有する事案であつて、市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの。ただし、次に掲げる事項を除く。①市の権限に属しない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。 ②議会の解散その他法令の規定に基づき市民が投票を行うことができる事項 ③市の組織、人事又は財務に関する事項 ④前3号に掲げるもののほか、市民投票に付することが適当でない明らかに認められる事項	市内に住所を有する満18歳以上の者であつて、引き続き3月以上住民基本台帳法に基づく住民基本台帳に登録されているもの及び外国人登録法に基づく外国人登録原票に登録されているものとする。	市内に住所を有する満18歳以上の者は、その総数も6分の1以上の連署 (自治基本条例に規定)	二者択一で賛否を問う ただし、市長が必要と認めたときは、事案により、3以上の選択肢から一つを選択する形式によることができる。		市議会、市長 (自治基本条例に規定)

<p>川崎市住民投票条例（神奈川県） 〈H21.4.1 施行〉</p>	<p>1,130,946 人</p>	<p>「市政に係る重要事項」 ・現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、住民の間又は住民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、住民に直接その賛成又は反対を確認する必要があるもの ・前項に定めるもののほか、既に住民投票に付された事項又は議会若しくは市長その他の執行機関により意思決定が行われた事項にあつては、改めて住民に直接その賛成又は反対を確認することが必要とされる特別な事情が認められるものでなければならぬ。 ・上記にかかわらず、次に掲げる事項は、重要事項としない。①法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項 ②住民投票を実施することにより、特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項 ③専ら特定の地域に関する事項 ④市民が納付すべき金銭の額の増減を専ら対象とする事項 ⑤その他住民投票に付することが適当でないと認められる事項</p>	<p>本市の区域内に住所を有する年齢満 18 年以上の者で ・住民票が作成された日から引き続き 3 箇月以上本市の住民基本台帳に記録されている者 ・外国人登録原票に登録された日から引き続き 3 箇月以上本市の登録原票に登録されている者</p>	<p>・投票資格者は、その総数の 10 分の 1 以上の者の連署 ・議会は、議決により住民投票を発議し、市長に対し、その実施を請求することができる。この場合において、議案を提出するに当たっては、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成がなければならない。 ・市長は、自ら住民投票を発議することができる。</p>	<p>賛成又は反対を問う形式</p>	<p>（自治基本条例にも規定）</p>	<p>議会、市長 （自治基本条例にも規定）</p>
<p>北広島市住民投票条例 〈H21.6.1 施行〉</p>	<p>49,448 人</p>	<p>「政策等の重要事項」 市民全体にかかわる事項であつて直接市民にその賛否を問う必要が特に認められるもの。ただし、次に掲げる事項を除く。①市の権限に属さない事項 ②議会の解散の請求その他法令の規定に基づき投票を行うことができる事項 ③特定の市民又は特定の地域にのみ関係する事項 ④市の機関の内部事務処理に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、市民投票を行うことが適当でないと認められる事項</p>	<p>・18 歳以上の日本国籍を有する者で引き続き 3 月以上本市に住所を有するもの ・18 歳以上の外国人で引き続き 3 月以上本市に住所を有するもの</p>	<p>・投票資格者は、その総数の 6 分の 1 以上の署名 ・議会は、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て提案され、かつ、出席議員の過半数により議決した場合 ・市長は、自ら市民投票を実施することができる。</p>	<p>賛成又は反対を問う形式</p>	<p>投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しない。ただし、開票は行う。</p>	<p>議会、市長</p>
<p>奥州市住民投票条例（岩手県） 〈H21.10.1 施行〉</p>	<p>104,802 人</p>	<p>市政に係る重要事項 現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であつて、住民の間又は住民、市議会若しくは市(自治基本条例第 2 条第 3 号に規定する市をいう。以下同じ。)の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、住民に直接その意思を確認する必要があるものとする。ただし、次に掲げる事項は、重要事項としない。①市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。 ②法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項 ③特定の市民又は特定の地域のみに関係する事項 ④市の組織、人事又は財務に関する事項 ⑤前各号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項</p>	<p>市内に住所を有する満 18 歳以上の者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。 ・本市に住民票が作成された日から本市の区域内に住所を移した者で、住民基本台帳法の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日から引き続き 3 月以上本市の住民基本台帳に記録されている者 ・本市の外国人登録原票に登録された日から引き続き 3 月以上本市の登録原票に登録されている者</p>	<p>・投票資格者は、その総数の 6 分の 1 以上の者の連署 ・議会は、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された場合 ・市長は、自らの意思により住民投票を実施することができる。</p>	<p>二者択一で賛成又は反対を問う形式</p>	<p>投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しない。この場合開票作業もせず。</p>	<p>議会、市</p>
<p>上越市市民投票条例（新潟県） 〈H21.10.1 施行〉</p>	<p>167,736 人</p>	<p>「市政運営に係る重要事項」 市及び市民に直接の利害関係を有する事項であつて、市民の間又は市民、市議会若しくは市長等の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、市民に直接その賛成又は反対の意思を問う必要があるもの。ただし、次に掲げるものを除く。①市議会の解散、市議会議員又は市長の解職その他法令に基づき市民による投票を実施することができる事項 ②市長等の組織、人事、予算の調製及び予算の執行の権限に係る事項並びに市長等の内部の事務処理に関する事項 ③市税、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関する事項 ④その他市民投票の実施が不適当と認められる事項</p>	<p>年齢満 18 歳以上の市民で、次に該当する者 ・住民基本台帳法に基づき、本市に住民票が作成された日から引き続き 3 箇月以上本市の住民基本台帳に記録されている者 ・外国人登録法に基づき、本市に外国人登録原票に登録された日から引き続き 3 箇月以上本市の外国人登録原票に登録されている永住外国人</p>	<p>・請求権者の総数の 50 分の 1 以上の者の連署 （※署名数が 4 分の 1 を超えたときは、住民投票を実施しなければならない。） ・市議会議員は、その定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て、実施の議案を市議会に提出することができる。 ・市議会に置かれた常任委員会は、その部門に属する事項について、実施の議案を市議会に提出することができる。</p>	<p>賛成又は反対のいずれか一方の意思を問う形式</p>	<p>投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しない。ただし、開票は行う。</p>	<p>市民・市議会・市長</p>
<p>多治見市市民投票条例（岐阜県） 〈H22.4.1 施行予定〉</p>	<p>93,692 人</p>	<p>「市政の重要事項」 市及び市民全体に影響を及ぼす事項であつて、市民に直接その賛成又は反対の意思を確認する必要があるもの。ただし、次に掲げるものを除く。①市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合を除く。 ②市議会の解散、市議会議員又は市長の解職その他法令に基づき市民が投票を行うことができる事項 ③市税、分担金、使用料、手数料その他金銭の徴収に関する事項</p>	<p>年齢満 18 歳以上の日本国籍を有する者で、3ヶ月以上区域内に住所を有するもの</p>	<p>・選挙人名簿に登録している者は、その 4 分の 1 以上の連署 ・市議会は、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された場合 ・市長は実施決定できる。（ただし、議会議決要）</p>	<p>二者択一で賛否を問う</p>	<p></p>	<p></p>
<p>※参考：小諸市自治基本条例（長野県） 〈H22.4.1 施行予定〉</p>	<p>35,685 人</p>	<p>市政に係る重要事項</p>	<p>16 歳以上の住民</p>	<p>・年齢満 16 歳以上の住民は、その 50 分の 1 以上の者の連署 （※署名数が 4 分の 1 を超えたときは、住民投票を実施しなければならない。） ・市議会議員は、議員定数の 12 分の 1 以上の賛成を得たとき。</p>	<p></p>	<p></p>	<p>必要な事項を別に条例で定め、常設の住民投票条例を設置</p>

※有権者数は平成 21 年 1 月 2 日現在

自治基本条例における住民投票の規定に係る比較表

	住民投票関連例規の制定・施行状況		請求・発議権					請求要件 ※自治基本条例以外に定めている場合は（ ）に表示			投票要件 ※自治基本条例以外に定めている場合は（ ）に表示			備考
	常設型条例	非常設型条例	住民		議員		首長	有権者	未成年者	外国人	有権者	未成年者	外国人	
			自治基本条例での記載	連署数	自治基本条例での記載	連署数	自治基本条例での記載							
ニセコ町		○						個別に制定する住民投票条例に規定			個別に制定する住民投票条例に規定			
宝塚市		○					○	個別に制定する住民投票条例に規定			個別に制定する住民投票条例に規定			
生野町		○						個別に制定する住民投票条例に規定			個別に制定する住民投票条例に規定			
多摩市		○	○	選挙権を有する者の1/50以上	○	定数の1/12以上の賛成	○	○			個別に制定する住民投票条例に規定			
伊賀市		○	○	有権者の1/50以上			○	○			個別に制定する住民投票条例に規定 ※未成年、外国人の参加に配慮			投票者の総数が当該市民投票の投票資格者数2分の1に満たないときは成立しない。
名張市	○		○	18歳以上(永住外国人を含む)の住民の1/50以上(かつ出席議員の1/2以上)。ただし、1/4超の場合必ず実施	○	定数の1/12以上の賛成かつ出席議員の過半数議決	○		18歳	○		(18歳 住民投票条例にて)	(永住外国人住民投票条例にて)	
篠山市		○	○		○		○	個別に制定する住民投票条例に規定			個別に制定する住民投票条例に規定 ※未成年、外国人の参加に配慮			
大和市	○		○	16歳以上の住民の1/3以上	○	定数の1/12以上の賛成かつ出席議員の過半数議決	○		16歳	○ (住民投票条例)		16歳	○ (住民投票条例)	
岸和田市	○		○	18歳以上(定住外国人を含む)の住民の1/4以上で必ず実施					18歳	○		18歳	○	
近江八幡市	○		○	18歳以上(定住外国人を含む)の住民の1/50以上(かつ出席議員の1/2以上)。但し、1/3超の場合は必ず実施	○	定数の1/12以上の賛成かつ出席議員の過半数議決			18歳 (市民投票条例)	○ (市民投票条例)		18歳 (市民投票条例)	○ (市民投票条例)	投票者の総数が当該市民投票の投票資格者数2分の1に満たないときは成立しない。
富士見市	○		○	選挙人名簿に登録されている人の1/5以上		定数の1/3以上の賛成かつ出席議員の過半数議決		○ (市民投票条例)			○ (市民投票条例)	18歳 (規則)	○ (規則)	投票者の総数が当該市民投票の投票資格者数3分の1に満たないときは成立しない。
文京区		○						個別に制定する住民投票条例に規定			個別に制定する住民投票条例に規定			

選挙実績

平成20年度市民自治検討委員会 地域コミュニティ部会資料

選挙の種類	選挙執行日	当日有権者数	投票者数	投票率	決算額	備考	
生駒市長選挙	H22.1.24	94,529	50,246	53.15			
	H18.1.22	91,658	41,829	45.64	30,775,286	生駒市シミュレーション額 26,495,000 ○通常選挙と比べて不要と思われる主な経費を除く(内は市長選挙での執行額) ・ポスター掲示場関係経費(3,600千円) ・選挙公営関係経費(3,500千円) ・啓発関係経費(900千円)	
生駒市議会議員選挙	H19.4.22	91,989	52,475	57.04	66,707,265		
奈良県知事選挙	H19.4.8	92,637	43,715	47.19	51,057,365		
奈良県議会議員選挙	H19.4.8	92,634	43,689	47.16	51,057,365		
衆議院議員選挙(小選挙区)	H17.9.11	92,263	67,883	73.58	41,731,799		
衆議院議員選挙(比例代表)	H17.9.11	92,358	67,899	73.52	41,731,799		
参議院議員選挙	H19.7.29	94,109	58,590	62.60	36,391,768		
富士見市住民投票 (参議院補欠選挙と同日)	H15.10.26	82,707	33,483	40.48	市: 3,218,259 参: 29,642,000 計 32,860,259	賛成 23,021(68.75%) 反対 9,972(29.78%) 無効 486 持ち帰り 4	
富士見市市長選挙	H16.7.25	82,963	30,183	36.38	25,595,351		
H22. 1. 16選挙時登録	男	45,046	女	50,524	計 95,570	1/3 31,857 1/4 23,893 1/5 19,114	1/6 15,929 1/8 11,947 1/10 9,557